

岡山県受動喫煙防止対策支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡山県受動喫煙防止対策支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）、岡山県補助金等交付規則の規定による補助金等の名称等の制定（昭和41年岡山県告示第513号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号。）による改正後の健康増進法（平成14年法律第103号。）で使用する用語の例による。

(目的)

第3条 本補助金は、既存特定飲食提供施設が、当該施設の屋内の全部又は一部を禁煙とする場合の施設改装費用を助成することにより、県民が望まない受動喫煙を避けることができる環境の整備を促進することを目的として交付する。

(補助金の交付)

第4条 県は、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、補助事業に要する別表の第2欄に掲げる経費（以下、「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率を乗じて得た額（同表の第4欄に定める額を限度とし、千円未満の端数は切り捨てる。）以下とする。なお、補助回数は同表の第5欄に掲げる回数とする。

3 本補助金とは別に同種の補助金の交付決定を受けている補助事業については、補助対象としないものとする。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、補助事業開始の20日前までに行わなければならない。

ただし、令和2年4月1日から令和2年5月26日までの間に実施又は開始した補助事業に係る交付申請については、令和2年12月28日までに行うことができるものとする。

2 規則第4条の本補助金の交付申請書は、様式第1号によるものとし、添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額の範囲内で交付申請をすることができる。

(変更等の承認)

第6条 規則第10条の規定により、補助事業の変更について知事の承認を受けようとするときは、補助事業計画変更承認申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 事業(変更)計画書(様式第2号)
- (2) (変更)収支予算書(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 規則第10条に定める知事が別に定める軽易な変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額を伴うもの
- (2) 交付目的に特に影響を及ぼすと認められる内容の変更

(補助事業の中止又は廃止)

第7条 規則第10条の規定により、補助事業の中止又は廃止について知事の承認を受けようとするときは、その理由を記載した補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を提出しなければならない。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第13条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日のいずれか早い日までに行わなければならない。ただし、令和2年4月1日から令和2年5月26日までの間に実施又は開始した補助事業に係る実績報告については、(2)に掲げる日までに行うものとする。

- (1) 補助事業が完了した日又は中止若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過する日
- (2) 補助事業等の完了(予定)年月日の属する年度の3月31日

2 規則第13条第1項の本補助金の実績報告書は、様式第6号によるものとし、提出すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(様式第7号)
- (2) 収支精算書(様式第3号)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第8号により速やかに知事に報告し、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(財産の処分制限)

第9条 規則第20条により知事の承認を受けなければ処分できない財産は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、当該補助事業の完了後5年を経過した財産については、同条の規定は適用しないこととする。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の物品

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして知事が別に定めるもの

2 補助事業者が規則第20条の規定により知事の承認を受けようとするときは、財産処分等承認申請書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の承認をする場合、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができるものとする。

(その他)

第10条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和2年5月26日から施行する。

別表（第4条関係）

<p>1 補助事業</p>	<p>(1)の対象者が行う(2)に掲げる受動喫煙防止対策事業のうち、(3)の補助条件を満たすもの。</p> <p>(1) 対象者 岡山県内に所在する既存特定飲食提供施設の管理権原者で、岡山県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者。</p> <p>(2) 受動喫煙防止対策事業 施設の禁煙化又は分煙化に伴う改装として実施する下記に掲げる事業とする。ただし、喫煙専用室、指定たばこ専用喫煙室又は喫煙可能室（屋内の一部に設置するものに限る）の設置又は改修に係るものを除く。 ア 内装（床・壁又は天井）仕上げ材、カーテンの交換（壁紙、フローリング等） イ 喫煙・分煙のための設備等の撤去 ウ ア又はイと併せて行う家具備品の交換（テーブル、ソファ等。食器類、調理器具又は消耗品を除く）</p> <p>(3) 補助条件 ア 令和2年4月1日以降に施設の屋内の全部又は一部を禁煙としていること。または、事業完了日以降、施設の屋内の全部又は一部を禁煙とすること。 イ 施設の屋内の全部を禁煙とすることに伴い、県が認定する敷地内全面禁煙実施施設に該当することになる場合は、実績報告までに、当該施設について県の敷地内全面禁煙実施施設の認定申込みを行うこと。</p>
<p>2 補助対象経費</p>	<p>受動喫煙防止対策事業に係る工事費、備品費</p>
<p>3 補助率</p>	<p>1 / 2</p>
<p>4 補助上限額</p>	<p>1 施設あたり 100 千円</p>
<p>5 補助回数</p>	<p>1 施設につき 1 回まで</p>